

募集・申請

国民健康保険・後期高齢者医療人間ドックの受診者を募集

- 対象者 ① 次のすべての要件を満たす人
  - ① 受診日現在、30歳以上74歳以下の国民健康保険の被保険者
  - ② 平成24年度分の国民健康保険税を完納している世帯の人
- 助成額
  - 一般ドック 15,000円
  - 脳ドック 18,000円
  - がんドック 50,000円
- 定員
  - 一般ドック 350人
  - 脳ドック 95人
  - がんドック 40人

国民健康保険・後期高齢者医療人間ドックの受診者を募集

- 対象者 ① 次のすべての要件を満たす人
  - ① 受診日現在、後期高齢者医療の被保険者
  - ② 平成24年度分の後期高齢者医療保険料を完納している世帯の人
- 助成額
  - 一般ドック 15,000円
  - 脳ドック 18,000円
  - がんドック 50,000円
- 定員
  - 一般ドック 75人
  - 脳ドック 35人
  - がんドック 10人

お知らせ

スポーツ安全保険に加入しましょう

スポーツ安全保険は、アマチュアのスポーツ・文化・ボランティア・地域活動を行う5人以上での社会教育関係団体が加入できる保険です。現在、スポーツ安全保険に加入している団体は、更新手続きが必要になります。引き続き加入する場合は、送付した用紙でお申し込みください。また、新規で加入を希望する団体は、申込用紙が市民ス

「全国戦没者追悼式」の参列遺族を募集

- 日時 8月15日(木)
- 場所 日本武道館(東京)
- 参列遺族の範囲 配偶者、子、父母、兄弟姉妹(戦没者の三親等以内の遺族)
- 応募期間 5月1日(水)～31日(金)

スポーツ課に備え付けてあります。

団体	対象	年間掛金(1人当たり)
中学生以下	団体活動全般	800円
	団体活動全般(個人での活動を含む)	1,450円
高校生以上	文化・ボランティア・地域活動	800円
	スポーツ活動の指導・審判	1,850円
	子どものスポーツ活動の指導・審判	1,300円
全年齢	65歳以上スポーツ活動	1,000円
	危険度の高いスポーツ活動	11,000円

※中途加入を随時受け付けますが、掛金振込日の翌日から有効となります。  
 問 スポーツ安全協会鹿屋見島支部  
 ☎ 099-813-1108

平成24年度の鹿屋市行政経営改革の取組

本市を取り巻く社会経済環境は、少子高齢化や過疎化の進行、景気低迷の影響により、依然として厳しい状況が続いています。また、今後においても、社会保障費の伸びや老朽化した公共施設の維持管理経費の増額が見込まれているなど、市の財政に大きな負担となることが課題となっています。

このため、市では、健全で強固な財政基盤を構築し、市民サービスを安定的に提供していくため、引き続き市民目線に立った行財政改革を積極的に推進しています。

平成24年度においては、

- ① 職員の定数や人件費の削減
- ② 55歳を超える職員昇給抑制
- ③ 管理職手当等、各種手当の見直し
- ④ 特別職の給料の削減
- ⑤ 鹿屋市外部仕分けの結果を参考とした事務事業の見直し
- ⑥ 指定管理者制度の活用による施設管理コストの縮減

などに取り組み、平成25年度の当初予算に反映し、約1億6,900万円の削減効果を生み出しました。

これからも、ますます多様化する市民ニーズを的確に把握し、限られた財源を有効に活用しながら、活力ある“元気なかのや”づくりを実現するため、スリムで効果的な市役所の実現に向けた取り組みを進めていきます。



平成25年度予算編成効果額 ▲1億6,965万1千円

項目	効果額
鹿屋市職員定数の削減数	△7人
職員人件費の削減	△42,042千円
55歳を超える職員昇給抑制	△1,800千円
管理職手当の見直し	△3,473千円
特殊勤務手当の見直し	△370千円
市長、副市長、教育長の給料の削減	△5,197千円
事務事業の見直しによる効果	△111,222千円
指定管理者制度導入施設に伴う効果	△5,547千円

問 市行財政改革推進課 (5階)  
 ☎ 0994-31-1153

平成25年度

鹿屋市市民活動支援事業の企画案を募集

市では、NPO、ボランティア団体、地域自治組織等の市民活動団体が、自ら企画・実施するまちづくり事業を募集し、その経費の一部を補助し支援を行います。

事業名	内容
対象となる事業	補助対象事業は、地域社会の課題の解決につながる事業です。 (1) 鹿屋市内で実施され、活動の主な効果が鹿屋市内で生じるもの。 (2) 新たな活動又はこれまでの活動を拡充する活動で、かつ、自主的・主体的に取り組む市民活動事業 ※ただし、次の事業は補助対象となりません。 (1) 調査や学術研究を目的とする事業 (2) 団体の活動拠点となる施設等の建設及び整備を目的とする事業 (3) 国・県又は市の他の制度による委託又は補助・助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの。
応募できる団体	次のすべての要件に該当する団体 (1) 鹿屋市内に活動拠点を持っており、市内を中心に活動している市民活動団体であること。 (2) 5人以上の会員で組織し、活動を継続できる体制をもっていること。 (3) 団体の運営に関する規約(又は会則等)があること。 (4) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。 (5) 団体が法人の場合は市税の滞納がないこと。 (6) その他公共の福祉に反する活動をしていないこと。
補助金の額	補助対象経費の4/5以内の額(50万円を上限)。採択回数によって補助率は異なります。
実施期間	補助金の交付決定日(6月下旬頃)～平成26年3月14日(金)
募集期間	4月15日(月)～5月10日(金)
応募方法	応募用紙に必要事項を記入のうえ、直接持参又は送付してください。 ※ 応募用紙は、市民活動推進課及び各総合支所市民生活課窓口においてあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

※ 詳しくは、市ホームページや市民活動推進課に置いてある募集要項をご覧ください。

問 市民活動推進課 (5階) ☎ 893-8501 鹿屋市共栄町20-1 ☎ 0994-31-1147